三　加入者又は加入者であつた者の退職当時又は死亡当時の加入者番号、所属学校法人等の名称及び退職年月日
四　払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号
五　その他必要な事項

2　前項の請求書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。
一　加入者又は加入者であつた者の死亡に関して市町村長に提出した死亡診断書、死体検案書若しくは検視調書に記載してある事項についての市町村長の証明書又はこれに準ずる書類
二　請求者と加入者又は加入者であつた者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書、戸籍謄本又は除籍謄本
三　死亡した加入者又は加入者であつた者の死亡の当時その者によつて生計を維持していたことを証する書類
四　請求者が婚姻の届出をしていないが加入者又は加入者であつた者と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を証する書類
五　請求者（配偶者、父母及び祖父母を除く。）が厚生年金保険法施行令第三条の八に定める障害等級の一級又は二級の障害の状態にあるときは、その障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書
六　預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類
七　その他必要な書類

3　第一項の請求書を提出する者が、同一の給付事由により同時に厚生年金保険法による遺族厚生年金の裁定請求をするときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により当該請求書と併せて提出しなければならないこととされた書類のうち、当該遺族厚生年金の裁定請求書に添えたものについては、第一項の請求書に併せて提出することを要しないものとする。

4　第一項の一時金を受けるべき同順位の遺族が二人以上あるとき（同一の給付事由により同時に厚生年金保険法による遺族厚生年金の裁定請求をする場合を除く。）は、そのうちの一人を当該一時金の請求及び受領についての代表者と定め、当該代表者が第二項の規定による書類に同順位の遺族全員の同意書を添えて、事業団に提出することができる。

第二十五条の見出し中「退職共済年金」を「退職年金」に改め、同条第一項中「退職共済年金」を「退職年金」に、「第七十四条第一項第一号」を「第七十五条の四第一項第一号」に改め、同項第一号中「及び住所」を「、住所及び基礎年金番号」に改め、同条第三号中「第七十四条第一項」を「第七十五条の四第一項」に、「第五項若しくは施行令第七条において準用する組合法施行令第十一条の七各号に掲げる」を「第三項の」に改め、同項第四号中「第七十四条第一項」を「第七十五条の四第一項」に改める。

第二十五条の二の見出し及び同条第一項中「退職共済年金」を「退職年金」に改め、同項第一号中「及び住所」を「、住所及び基礎年金番号」に改め、同項第四号及び第五号を削り、同項第六号を同項第四号とし、同条第二項を削る。

第二十五条の三の見出し中「退職共済年金」を「退職年金」に改め、同条第一項中「第七十四条の二第一項」を「第七十五条の五第一項」に、「する退職共済年金」を「する退職年金」に、「申出書に当該申出に係る年金の年金証書を添えて、加入者にあつては当該学校法人等を経て事業団に、加入者であつた者にあつては」を「申出書を」に改め、同項第一号中「及び住所」を「、住所及び基礎年金番号」に改め、同項第二号中「退職共済年金」を「退職年金」に改め、同項第三号中「退職共済年金の支給停止」を「法第二十五条において準用する組合法第七十五条の五第一項」に改める。

第二十五条の四の見出し中「退職共済年金」を「退職年金」に改め、同条第一項中「第七十四条の二第三項」を「第七十五条の五第二項」に、「退職共済年金」を「退職年金」に、「申出書に当該申出の撤回に係る年金の年金証書を添えて、加入者にあつては当該学校法人等を経て事業団に、加入者であつた者にあつては」を「申出書を」に改め、同項第一号中「及び住所」を「、住所及び基礎年金番号」に改め、同項第三号中「第七十四条の二第一項」を「第七十五条の五第一項」に改め、同項第四号及び第五号を削り、同項第六号を同項第四号とし、同条第二項を削る。

第二十六条の見出しを「（退職による終身退職年金及び有期退職年金の額の計算の請求）」に改め、同条第一項中「退職共済年金」を「退職年金」に、「第七十七条第四項」を「第八十一条第二項」に、「より当該退職共済年金の額の改定を受けよう」を「よる終身退職年金の額の改定及び同条第四項の規定による有期退職年金の額の改定に係る請求をしよう」に改め、同項にただし書として次のように加える。

ただし、有期退職年金にあつては、法第二十五条において準用する組合法第八十二条第二項の規定により当該有期退職年金を受ける権利が消滅している場合において、支給期間の短縮の申出又は法第二十五条において準用する組合法第七十九条の二第一項の規定による一時金の支給の請求をしようとするときは、その旨を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

第二十六条第一項第一号中「及び住所」を「、住所及び基礎年金番号」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　加入者番号、所属学校法人等の名称及び退職年月日

第二十六条第一項第四号及び第五号を削り、同項第六号を同項第四号とし、同条第二項を次のように改める。

2　法第二十五条において準用する組合法附則第十三条第二項の規定による退職年金の受給権者であつて、同条第一項の請求があった日以後の加入者期間を有する者が退職し、法第二十五条において準用する組合法第八十一条第二項の規定による終身退職年金の額の改定及び同条第四項の規定による有期退職年金の額の改定に係る請求をしようとするときは、前項各号（第二号及び第四号を除く。）に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。ただし、有期退職年金にあつては、法第二十五条において準用する組合法第八十二条第二項の規定により当該有期退職年金を受ける権利が消滅している場合において、支給期間の短縮の申出又は法第二十五条において準用する組合法第七十九条の二第一項の規定による一時金の支給の請求をしようとするときは、その旨を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

第二十六条第三項及び第四項並びに第二十六条の二から第三十条の五までを削る。

第三十一条の見出し中「障害共済年金」を「職務障害年金」に改め、同条第一項中「障害共済年金」を「職務障害年金」に改め、同項第一号中「及び住所」を「、住所及び基礎年金番号」に改め、同項第十号を同項第十一号とし、同項第九号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号を削り、同項第七号を同項第九号とし、同項第五号及び第六号を削り、同項第四号中「第七十五条の四第一項第二号」を「第七十五条の四第一項第二号」に改め、「その支給を行う者の名称」を削り、同号を同項第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七　法第二十五条において準用する組合法第八十四条第六項に定める場合に該当し、同条第七項に規定する厚生年金保険給付相当額に相当する給付を受けることができるとき（厚生年金保険法第四十七条第一項ただし書（同法第四十七条の二第二項、第四十七条の三第二項、第五十二条第五項及び第五十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定に該当することにより同法による障害厚生年金を受ける権利を有しないとき、又は同法第五十八条第一項ただし書の規定に該当することにより同法による遺族厚生年金を受ける権利を有しないときを除く。）は、当該厚生年金保険給付相当額に相当する給付の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書等の記号番号

八　厚生年金保険法第四十七条第一項ただし書（同法第四十七条の二第二項、第四十七条の三第二項、第五十二条第五項及び第五十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定に該当することにより同法による障害厚生年金を受ける権利を有しないとき、又は同法第五十八条第一項ただし書の規定に該当することにより同法による遺族厚生年金を受ける権利を有しないときは、その旨